令和３年７月オレンジ勉強会

認知手続全般

令和３年７月１９日
弁護士　有馬　明仁

第１　事案の概要

第２　手続等について

１　認知の方法

(1) 任意認知

・胎児認知の場合には母の承諾が必要（７８３条１項）
・死亡した子の認知も直系卑属があるときに限り，認知可能（同条２項）
・遺言でも認知できる（７８１条）
・成人の場合，本人の承諾が必要（７８２条）

(2) 強制認知

２　認知の効果

(1) 出生のときにさかのぼって，その効力が生ずる（第三者を害することはできない）（７８４条）。

(2) ①養育費（特に始期が問題となる），②相続の２つの点において主に法的な意義があると思われる。

３　強制認知

(1) 調停申立

ア　調停前置主義　※父が死去している場合には，例外的に調停を経ずに訴訟提起が可能

イ　申立人　①子，②子の直系卑属，③① or ②の法定代理人

ウ　管轄　相手方の住所地の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

エ　申立必要書類

①申立書及びその写し１通
②標準的な申立添付書類
③子の戸籍謄本（全部事項証明書）
④相手方の戸籍謄本（全部事項証明書）
⑤離婚後 300 日以内に出生した出生届未了の子に関する申立ての場合，子の出生証明書写し及び母の戸籍謄本（全部事項証明書）

オ　調停に代わる審判（家事事件手続法２７７条）

①基本的には，ＤＮＡ鑑定を実施した上で，審判を下すことになる。

※京都家庭裁判所調停係のＨＰの一部を以下で引用
https://www.courts.go.jp/kyoto/vc-files/kyoto/file/030403_se0102.pdf

「親子関係不存在確認や認知事件において，血液型等によって客観的に事実関

係を証明できない場合は，ＤＮＡ鑑定を行うことがあります。

ＤＮＡ鑑定の手続は裁判所で行いますが，ＤＮＡ鑑定の費用は，原則申し立てた方の負担となります。鑑定費用は１０万円程度です。」

②ＤＮＡ鑑定の費用については，業者によっては，１０万円よりも低くなることもあるようである。申立人側が負担することが一般的であると言われているが，協議により折半することもある。流れとしては，サンプル採取日を決め，ＤＮＡ鑑定を実施する。

(2) 訴訟提起

ア　調停が不成立になった場合，訴訟提起をすることになるが，判決以外の訴訟の終了については，注意が必要となる。

イ　和解

人事訴訟の目的については，認諾と和解ができないので（人事訴訟法１９条２項)，認知を目的とする和解ができない。離婚は同法３７条，離縁は同法４４条で例外的に和解が可能となっている。

条文上，「人事訴訟の目的」について和解できないと規定されているので，認知を目的とするのではなく，『訴訟外において任意認知の手続をする』といった内容の和解であれば，和解できるように思えるが，このような和解の可否については，調査できていない(※なお，過去の事件における裁判官の見解は，否定的であった。)

ウ　調停に代わる審判

①和解離婚のように法的手続内で認知を目的とした解決を目指すのであれば，付調停の上（家事事件手続法２７４条)，前記（１）オの調停に代わる審判をしてもらうことになると思われる。

②その場合には，鑑定嘱託の申出をして（民事訴訟法２１８条)，ＤＮＡ鑑定を実施する。

エ　ＤＮＡ鑑定の協力が得られない場合

性的交渉（他の男性と性的交渉を行わなかったことも含めて)，血液型の合致，人類学的データ，認知的言動等から立証をする必要がある。

以上